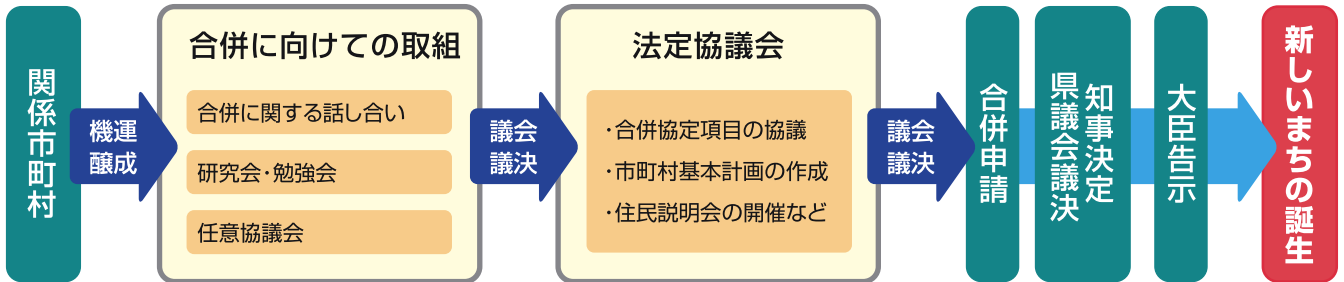


7 市町村合併の手続はどうなっているの？

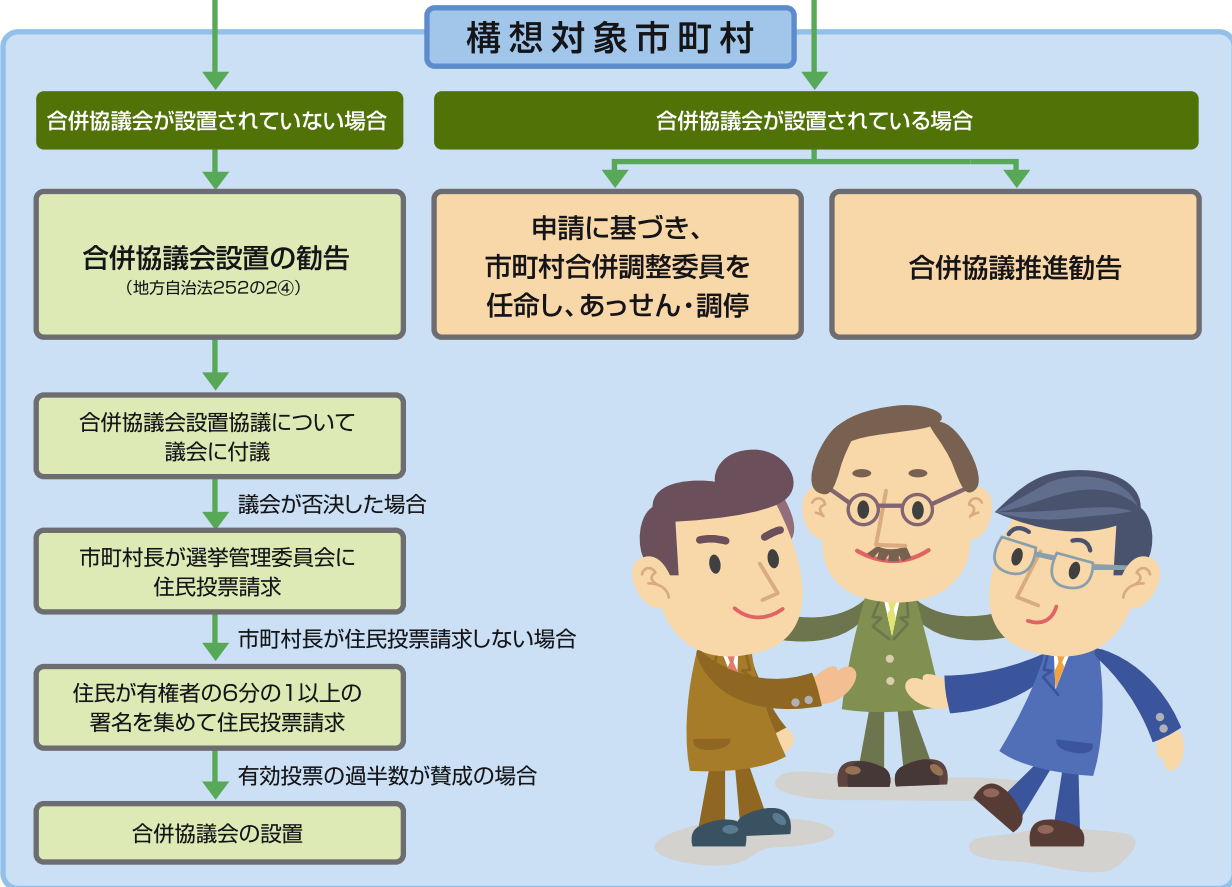
市町村合併の手続の流れ



市町村合併推進のための方策

総務大臣の定める基本指針 (H17.5.31総務大臣告示)

都道府県の構想 都道府県が基本指針に基づき、市町村合併の推進に関する構想を策定



このように、新合併特例法では、都道府県知事は、構想に基づき、合併協議会の設置や合併協議の推進に関する勧告、合併協議におけるあっせん・調停を行うことができるとされています。こうした県の役割は、構想対象市町村の合併協議の推進を促すためのものであることから、関係市町村の意向や議論の状況等を踏まえ、適切に対応していくこととしています。